

所得税還付申告、住民税申告および申告相談

毎年、確定申告期間(2月17日～3月16日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため次の日程を設けていますので、対象となる方はご利用ください。

なお、還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地、家屋、株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、2月17日以降に札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告をしてください。

- 受付期間 1月21日(火)～2月14日(金)
※土・日曜日、祝日は除く。
- 受付場所 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 9時～11時30分、13時～16時
※午前の受付開始から30分程度は混雑が予想されます。
- 問合せ 税務課税務係(☎23-2332)

所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

* 必要な書類 上記①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピー不可)
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料や介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

医療費控除を受ける方へ (控除対象期間は H31.1.1～R1.12.31)

医療費控除は年間医療費支払額が 10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。保険等で補てんされている場合は、補てん分の金額を差し引いて集計してください。医療費控除の明細書(様式)は税務係の窓口にあります。

<変更点>

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。

- ①医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
- ②医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)。

(注) 令和元年分までは、医療費の領収書の添付でも確定申告ができます。

医療費控除の特例「スイッチOTC医薬品控除」

※平成29年分の確定申告・住民税申告から適用が開始されました

スイッチOTC医薬品とは、従来医師によって処方される医療用医薬品について、薬局など店舗で購入できるよう認可されたもので、個人が令和元年中にスイッチOTC医薬品を購入した時に、その購入費用について所得控除を受けることができる制度です(対象品目は厚生労働省のHPをご覧ください)。

※控除の要件として、「①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断(事業主健診)、④健康診査、⑤がん検診」があり、これらの健診等または予防接種を受けた証明書類と、セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要です。

※スイッチOTC薬控除の明細書は、税務係の窓口にあります。スイッチOTC薬控除は、薬の購入代金が12,000円(上記①～⑤の費用は参入不可)を超えた場合に適用できます(上限は88,000円)。
※「医療費控除」と「特例のスイッチOTC薬控除」の併用はできません。

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより税額が下がる場合があります。本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和2年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、お越しくください。

白色事業所得者（営業・不動産等）を 対象とした収支内訳書の記載相談

収支内訳書の記載相談をこの期間（1月21日～2月14日）に同会場でお受けしています。必要な書類等を整理のうえお越しください。

～事業所および個人事業主の方へ～ 法定調書関係書類等の提出について

■関係書類等の提出は、**1月31日（金）**まで。

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細）
→役場1階・税務課税務係へ
- ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

☆ e-Tax をご利用の方へ

e-Taxは、マイナンバーカード・ICカードリーダーライター・パソコンがあれば、自宅からインターネットで確定申告などができます。e-Taxを利用すると「源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できる」「還付申告が比較的早く処理される（3週間程度）」「24時間いつでも自宅から提出が可能」となります。e-Taxに必要な「マイナンバーカード」は申請から受け取りまで約1カ月かかるため、利用される方はお早めにご用意ください。

《住基カードで e-Tax を利用されていた方》

平成30年12月に全ての住基カードの電子証明書の有効期間が満了しています。これまで住基カードを利用されていた方は、マイナンバーカードを申請してご利用ください。

■マイナンバーに関する問合せ

住民課戸籍年金係（☎23-2463）

☆ e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの操作などのご質問は

☎0570-01-5901（有料・全国一律市内通話料金）

受付時間 月曜～金曜 9時～17時

（祝日、12月30日～1月3日を除く）

※上記ダイヤルにつながらない場合は

☎03-5638-5171（有料）へ。

☆マイナンバーカードの利用にかかるICカードリーダーライターの設定、パソコン操作などのご質問は

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

受付時間 月曜～金曜 9時30分～20時

土曜・日曜・祝日 9時30分～17時30分

※上記ダイヤルにつながらない場合はこちらへ。

☎050-3818-1250（有料）

支援

見守り

当別町地域福祉支援台帳を更新します

町では、地域で支援を必要とする可能性のある要配慮者への平常時の見守りの強化と、災害時の避難支援活動等の体制づくりを図るため「当別町地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関等との情報共有を進めています。この台帳は町に住むすべての人が助け合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するための大切な情報です。後日、新たに対象者となる方には、戸別訪問・郵送などにより地域福祉支援台帳へ登録することへの本人の同意を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

対象者

- ①要介護認定者（要介護3以上の方）
- ②重度障がい者（身体障がい1級・2級）、知的障がい（A判定）または精神障がい（1級・2級）の方
- ③65歳以上のひとり暮らしの方
- ④65歳以上の夫婦のみの世帯の方
- ⑤その他、支援が必要と認められる方

台帳への登録について

本人の同意を確認します

- ・**新たに要介護3以上、重度障がい者となった方など**
戸別訪問などを行い、本人の同意を確認します。
※1月末までに戸別訪問の実施を個別に連絡します。
※戸別訪問では緊急連絡先や見守りに必要な情報を確認します。
 - ・**65歳以上で新たにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯になった方など**
2月初旬までに簡易書留郵便で、この事業の詳しい説明と本人の同意の確認方法などをお知らせします。
※台帳への登録を希望しない方は郵送された申出書に記入し返送するか、福祉係窓口へ提出してください。
 - ◎過去に台帳への登録を希望されなかった方へも、2年置きに改めて郵便でお知らせします。
- ▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）